

催眠商法にご注意を！

催眠商法とは、安売りや講習会を名目に消費者を集め、閉め切った会場の中で、最初は無料で商品を配ったり、安く商品を購入したりして、消費者を次第に高揚した気分させて冷静な判断力を失わせてから、売り込もうとする高額な商品を登場させて購入させる商法です。



<事例>

路上で「無料でプレゼントがもらえる」と呼び止められ、特設会場に案内されて行くと、既にたくさんの方が集まっていた。会場では、「早い者勝ち」と次々に食品や日用品が配られ、熱狂的な雰囲気になり上がったところで、「これから新製品の発表をします。」と、磁気マットレスの説明があり、「限定10個に限り、今日だけ通常の半値の特別価格40万円でお分けします。」と勧められ、その場の雰囲気ですら購入してしまった。

【相談が多い商品】

布団、磁気マットレス、電気治療器、健康食品 など

【アドバイス】

- タダほど高いものはありません。無料で日用品等をもらってしまうと、商品の購入を勧められたとき断りにくくなります。安易に会場に行かないことが一番です。
- もし会場に行ってしまうと雰囲気にもまれず、必要でないものははっきり断りましょう。
- 商品の購入を勧められた場合には、その場での契約は控え、家族などとも相談し、本当に必要なものか、価格は適当かなど、よく考えましょう。
- トラブルにあった人の多くは高齢者です。日頃から、家族や地域の人たちが注意してあげましょう。
- 法定書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフできます。
- 不審に思ったときやトラブルになった場合は、消費生活相談窓口にご相談ください。



消費者庁イラスト集より

里庄町企画商工課 0865-64-3114
岡山県消費生活センター 086-226-0999
消費者ホットライン 188